



常総市告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年12月8日

常総市長 神 達 岳



- 1 都市計画の種類
水海道都市計画公園（3・3・001鬼怒公園）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
常総市豊岡町字河原の一部
- 3 縦覧場所
常総市都市建設部都市計画課

水海道都市計画公園の変更（常総市決定）

都市計画公園中 3・3・001 号 鬼怒公園を廃止する。

理 由

本公園は、市民の運動慰楽の向上を目的とした公園として、昭和40年12月28日に都市計画決定されたが、昭和62年には当該区域内に河川堤防が整備され、都市計画公園用地が分断され大部分が堤外地となった。当初計画されていた施設等が用地縮小と河川法の制限により、整備困難な状況となっており、現在、都市計画公園として未整備の状態である。

また、近年の大規模降雨の頻発化に伴う河川洪水による利用者の安全性の確保が強く懸念される一方で、都市計画上、公園等の公益施設は防災倉庫や災害用トイレの設置等、災害時の一時集結場所としての機能充実について検討することとしており、安全性の確保が懸念される本公園の区域については、計画の見直しが必要である。

以上のことから、本公園の防災上における安全性の懸念及び都市計画における公共空間の都市防災の方針を考慮し、都市計画公園として整備の必要性が低下していることから、本公園の計画を廃止する。

